## 令和5年第2回教育委員会臨時会会議録

- ■会議名 令和5年第2回忠岡町教育委員会臨時会
- ■日 時 令和5年10月3日(火)午前11時20分から午前11時37分
- ■場 所 忠岡町役場 2階 健康講座室
- ■出席者 教育委員会委員

 委員
 新田 哲也

 委員
 竹林 正訓

事務局

教育部長 二重 幸生 教育部教育みらい課長 森野 英三 教育部理事兼学校教育課長 石本 秀樹 教育部学校教育課参事 三好 泰隆 教育部学校教育課参事 村田 真隆 教育部教育みらい課主幹 岩根 由佳 教育部教育みらい課主査 園部 一輝

- ■傍聴者数 0名
- ■会議録署名委員 竹林委員
- ■議事日程

日程第1 議案第29号 忠岡町青少年センター条例の廃止について

日程第2 議案第30号 忠岡町青少年センター条例施行規則の廃止について

日程第3 議案第31号 忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事の請負

契約締結について

日程第4 議案第32号 忠岡町民運動場建築及び解体工事の請負契約締結に

ついて

## ■会議の内容

富本教育長 ただ今から令和5年第2回忠岡町教育委員会臨時会を開催いたしま

す。

(開会午前11時20分)

富本教育長 本日の応召委員は4名で、出席委員は2名であります。

従いまして委員会は成立しております。

富本教育長 本日の会議録署名委員を会議規則第16条第3項の規定により、教

育長の指名として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長│ご異議がないので、竹林委員にお願いいたします。

富本教育長 それでは議事に入ります。

議事日程を事務局より朗読願います。

二重部長 ( 議事日程朗読 )

富本教育長 │日程第1・議案第29号「忠岡町青少年センター条例の廃止につい

て」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。

二重部長 ( 議案朗読 )

富本教育長 │会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

二重部長 │ 議案書5ページをお願いいたします。

本件は、忠岡町民運動場改修工事を実施するにあたり、老朽化が著しい施設の解体を行いますが、施設を撤去したとしましても、条例上の事業目的である「青少年の健全育成及び社会教育全般の振興を図る」ことに関しまして、引き続き生涯学習課において達成することが可能であることから、本条例を廃止するものであります。どう

ぞご審議の程、お願い申し上げます。

富本教育長 | 説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長 | 何かございませんでしょうか。

ご質疑がないようですので、日程第1・議案第29号「忠岡町青少年センター条例の廃止について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。

次に日程第2・議案第30号「忠岡町青少年センター条例施行規則 の廃止について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願い ます。

森野課長

( 議案朗読 )

富本教育長

会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

二重部長

議案書9ページをお願いいたします。

本件は、忠岡町青少年センター条例を廃止するに伴い、施行規則を 廃止するものであります。どうぞご審議のほど、お願い申し上げま す

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長

何かございませんでしょうか。

ご質疑がないようですので、日程第2・議案第30号「忠岡町立青 少年センター条例施行規則の廃止について」を原案どおり決定する ことにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

富本教育長

ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。

次に日程第3・議案第31号「忠岡町民運動グラウンド及び周辺整備工事の請負契約締結について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。

森野課長

( 議案朗読 )

富本教育長

会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

二重部長

議案書13ページをお願いいたします。

忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事請負契約締結についてでございます。町民運動場は、昭和 40 年に整備され、50 年以上が経過しており、その間、大きな改修も行われず現在に至っていることから、各施設の老朽化が著しく、特に水はけの改善については、かねてより利用される多くの方から強い要望があったところです。今回の改修は、水はけの改善をメインとして実施いたします。契約の方法は「制限付一般競争入札」で、契約金額は「131,065,000 円」、契約の相手方は「大阪府摂津市昭和園 9 番 1 3 号 岸本建設株式会社 代表取締役社長 谷口賢治」でございます。どうぞご審議のほど、お願い申し上げます。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長

何かございませんでしょうか。

ご質疑がないようですので、日程第3・議案第31号「忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事の請負契約締結について」を原案 どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。

次に日程第4・議案第32号「忠岡町民運動場建築及び解体工事の 請負契約締結について」を議題と致します。事務局より議案の朗読 を願います。

森野課長

( 議案朗読 )

富本教育長

会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

二重部長

議案書17ページをお願いいたします。

忠岡町民運動場建築及び解体工事請負契約締結についてでございます。今回の工事の財源につきましては、スポーツ振興くじ助成金を活用して参ります。なお、この助成金を受ける条件として年度内に工事を完了しなければなりません。また、グラウンド整備に対しての助成金となることから、そもそも建築物等の解体費用は対象外経費となるため、契約についても助成金の対象となる土木工事と対象外である解体工事の二種類に分けたところであります。契約の方法は「指名競争入札」、契約金額は「78,540,000円」、契約の相手方は「大阪府泉北郡忠岡町忠岡北2丁目12番59号 松井建設株式会

社 代表取締役 鳥野孝博」でございます。どうぞご審議のほど、お願い申し上げます。

富本教育長│説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

新田委員 青少年センターを解体したあとの建物はどのような感じになるので すか。

二重部長 老朽化している他の施設についても撤去しますが、防災力・減災力 の向上を図るため、防災倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチな どを整備いたします。倉庫・収納機能を充実させますが、会議室機 能はございません。

新田委員 平屋ですか。

二重部長 平屋です。車庫が並ぶような感じになります。

富本教育長 他にご質疑はございますでしょうか。 ご質疑がないようですので、日程第4・議案第32号「忠岡町民運動場建築及び解体工事の請負契約締結について」を原案どおり決定

することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

富本教育長 ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。 以上で、本日提出されました議案が終了いたしました。 これをもちまして、令和5年第2回教育委員会臨時会を終了いたします。

議決事項

議案第29号 忠岡町青少年センター条例の廃止について

議案第30号 忠岡町青少年センター条例施行規則の廃止につい

7

議案第31号 忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事の

請負契約締結について

議案第32号 忠岡町民運動場建築及び解体工事の請負契約締結

について